

# やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業

## 業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

SDGs への関心の高まりにより商品・製品に求められる価値は変化していますが、新型コロナウイルス感染症の長期化による、人々の消費行動の変化に伴い、その傾向は一層鮮明になっています。このような変化に対応するためには、近年の新たな潮流となっているエシカル消費、シェアリングエコノミーなどの価値観を加えた新しい地場産品「やまなしネオバリュープロダクツ」の創出を推進し、本県地場産業に新たな息吹を採り入れ、高付加価値化を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、本県地場中小企業者が行う「やまなしネオバリュープロダクツ」の創出に向けた新商品開発や販売を支援するため、クラウドファンディングサイトを活用した事業を実施します。

### 2 業務委託名称

やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託

### 3 履行期間

契約締結翌日から令和5年3月15日（水）まで

### 4 委託業務概要

#### (1) クラウドファンディング専用サイト構築

「やまなしネオバリュープロダクツ」の提供価値を分かりやすく伝えるとともに、山梨県の上質なものづくりが認知されるサイトを提供する。

#### (2) プロジェクトの募集、プロジェクト実施者に対する支援等

事業者が出展しやすくする環境づくりや新製品の魅力を高める等の支援を行う。

#### (3) 支援成立プロジェクトに対するフォローアップ

成立したプロジェクトの販売につなげるフォローアップを行う。

### 5 委託業務

#### (1) クラウドファンディング専用サイト構築

##### ① 全体的事項

- ・本県地場産品専用のクラウドファンディングサイトを構築・運用するとともに、インターネットメディアを通じて、閲覧者に訴求する広告を配信すること。

- ・専用サイトは委託期間のうち8ヶ月間以上運用すること。
- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。
- ・なお、本プロジェクトを総称する名称は、委託契約締結後、複数案を提示の上、事務局と協議の上決定する。また、決定されたプロジェクト名に関する権利は県に帰属し、委託契約終了後も継続して県が使用できることとする。

#### ②専用サイト・広告等の作成

- ・いかにして閲覧してもらえるかを考え、良質な写真、読みやすい文章やレイアウトなど、美しくダイナミックな情報の発信及び文章の制作に努めること。
- ・閲覧してもらえるような工夫を施すなど、山梨県の地場産品についてより深く知りたくなるものとする。
- ・山梨県と事前調整・確認を行って作成すること。

#### ③専用サイト・広告等の運用

- ・山梨県及び誘導先のホームページに関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないよう専用サイト・広告等の運用を行うこと。

#### ④その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

### (2) プロジェクトの募集、プロジェクト実施者に対する支援等

#### ①全体的事項

- ・事業者が出展しやすい環境づくりを行うこと。また、事業の規模に達するよう、事業者に対し参加を促すPRを行うこと。
- ・出展事業者の審査に当たっては、県の指定する者の意見を聴取する体制または機会を確保すること。
- ・出展事業者は、県の基準（※）に則り、決定すること。審査に当たり疑義等が生じる場合には県と受託者が協議するものとする。
  - ※ 本県に本拠がある製造業を営む法人または個人であること。法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと、個人にあつては暴力団員ではないこと等詳細は別途定める。
- ・目標額の達成に向け、出展に際し製品の魅力や購入意欲を高める工夫について出展事業者ごとに支援すること。
- ・本事業規模として、おおむね25出展事業者は支援できるようにすること。
- ・なお、クラウドファンディングサイトへの出展に際し、通常必要となる経費については出展事業者の負担とする。

#### ②その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

### (3) 支援成立プロジェクトに対するフォローアップ

### ①全体的事項

- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

### ②実施に当たっての留意事項

- ・成功事例等を参考にするなど、プロジェクト実施後の販売促進につながるための効果的な支援を行うこと。

### ③その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## 6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

### (2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

## 7 事業報告

### (1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

### (2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。

- ②委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、「やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。